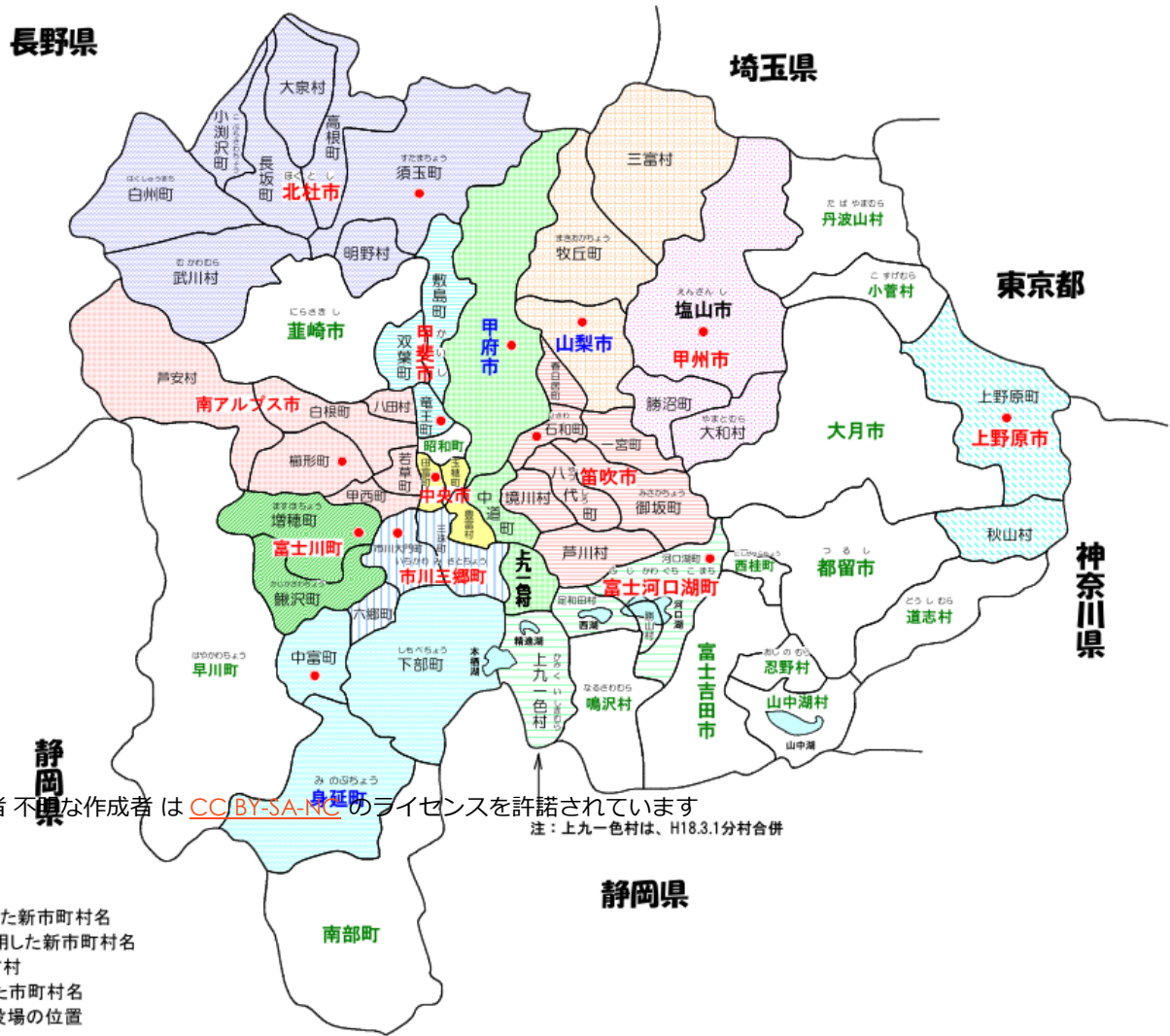


宿日直届け出の取得と今後の展望


- ➡ 医療法人田辺産婦人科院長兼理事長
- ➡ 田辺 勝男
- ➡ 令和4年11月6日



この写真の作成者 不明な作成者は [CC BY-SA-NC](https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/) のライセンスを許諾されています
注：上九一色村は、H18.3.1分村合併

- 赤文字は新しい名称を採用した新市町村名
- 青文字は合併前の名称を採用した新市町村名
- 緑文字は合併しなかった市町村
- 黒文字は合併によりなくなった市町村名
- は合併があった市町村の役場の位置

現在、山梨県では
分娩取り扱い施設が
病院 8 施設
診療所 9 施設（1施設は
令和22年で分娩終了予定）
あり、約 5 0 0 0 件の分娩に対応し
ています。
診療所は 3 ~ 4 割取り扱っています。



各診療所では、開設者である院長がほぼ一人で診療、分娩を担っています。

緊急時には応援医師（他の有床診療所の院長、もしくは医師）を招聘して対応しています。

産婦人科有床診療所は分娩を取り扱っているため24時間365日の待機状態（臨戦態勢）が永遠に続きます。

開設者の身体的精神的負担は計り知れないものがあるため、宿日直非常勤医師の存在は有床診療所維持、妊婦さんの健康と安心安全な分娩のために重要なものであると考えます。

そのためには宿日直届けの許可、認可は必要不可欠です。

医師、看護師等の宿日直許可基準について（厚生労働省労働基準局長通知 令和元年基発第8号）


1 次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものである場合には宿日直の許可を与える。

（1）通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

（2）宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務（定期的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等）以外には特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限り通常の勤務時間と同様の業務はふくまれないこと。

（3）一般の宿日直の許可の際の条件を満たしていること。

例えば、宿日直手当の最低額は、1日平均賃金額の3分の1を下らないこと、宿直業務は週1回、日直業務は月1回を限度とすること等



簡素化すると

- 1 いわゆる寝当直であり緊急時に1時間以内程度の業務であること
- 2 非常勤医師の平均日給の3分の1以上の報酬を出すこと
- 3 宿日直室の環境が整っていること
- 4 宿日直の回数が基準以内であること

と解釈します。

断続的な宿直又は日直勤務許可書

甲府基署第 2022-46 号
令和 4 年 8 月 8 日

事業の名称 医療法人 田辺産婦人科
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条 6.4 0
代表者職氏名 理事長 田邊 勝男 殿

甲府労働基準監督署長



令和 4 年 7 月 25 日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の付款を付して許可する。
なお、この付款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 回の勤務に従事する者は次のとおりとすること。
宿直 1 人以内
日直 1 人以内
- 1 人の従事回数は次の回数を超えないこと。
宿直 1 カ月に 1 回
日直 1 カ月に 1 回
- 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。
宿直 開始 17 時 00 分
終了 9 時 00 分
日直 開始 9 時 00 分
終了 17 時 00 分
- 1 回の宿直の手当額は 101,250 円以上とすること。
1 回の日直の手当額は 91,250 円以上とすること。
なお、この金額については、将来においても、宿直又は日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 を下回らないようにすること。
- 通常の労働に従事させる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 宿直の勤務に就かせる場合は、就寝のための設備を設けること。

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

宿日直届けの許可証です。

令和4年8月に取得しました。

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第10号 (第23条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		医療法人 田辺産婦人科		山梨県中巨摩郡昭和町西条640	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻		一定期間における1人の宿直回数
	1人	1人	自 17時00分から 至 9時00分まで		1か月に1回
	就寝設備	別添のとおり			
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻		一定期間における1人の日直回数
	1人	1人	自 9時00分から 至 17時00分まで		1か月に1回
	勤務の態様	別添のとおり			

令和4年7月23日

甲府 労働基準監督署長 殿

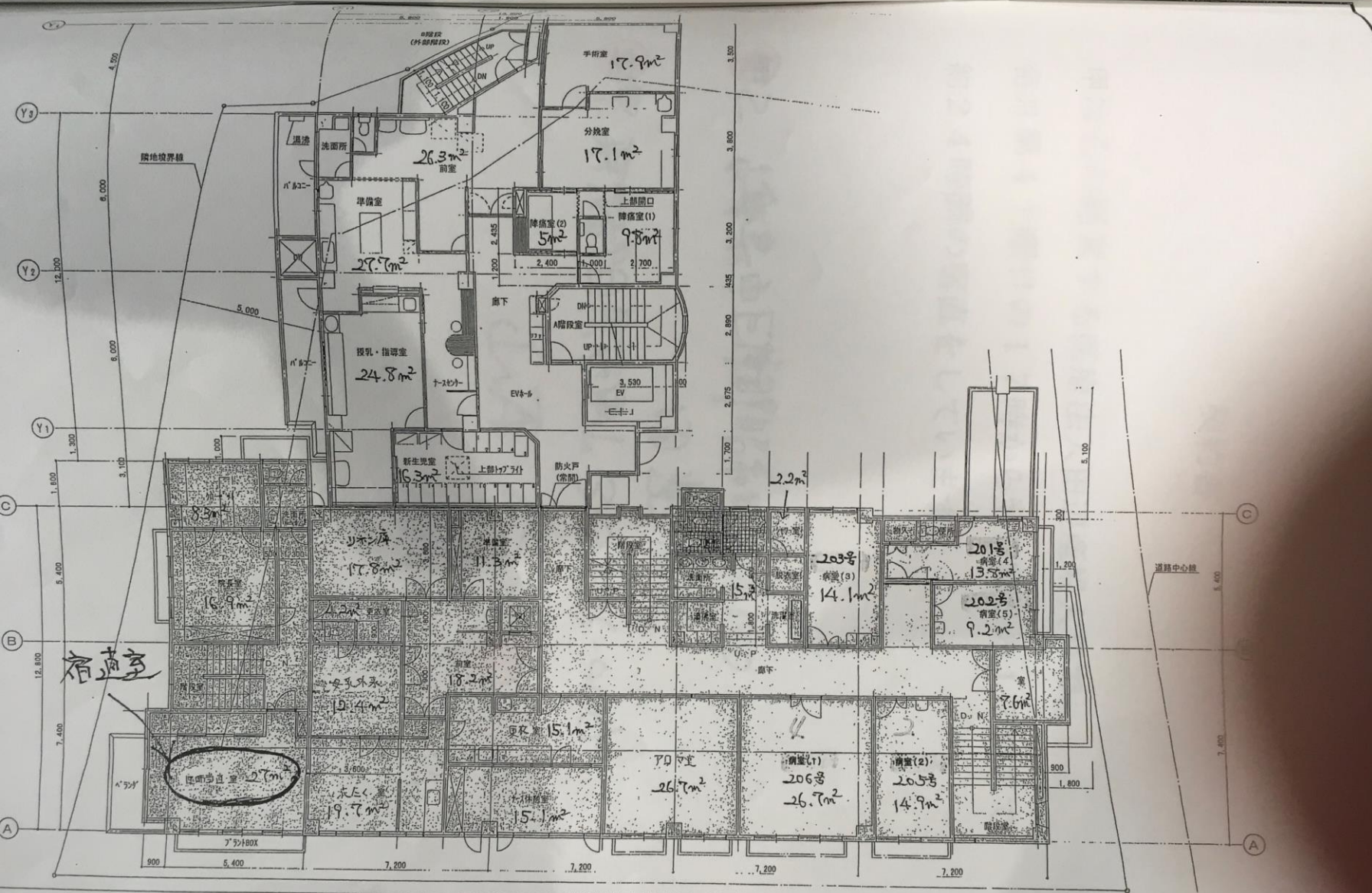
使用者 職名 理事長
氏名 田邊 勝男



月に1回の宿直

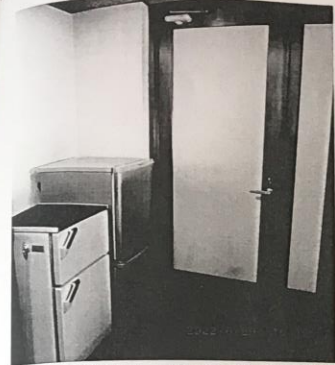
月に1回の日直

施設の設計図より
宿日直室
の場所を
明確にします。



TITLE	田辺産婦人科医院増築工事	設計	日付
	2階 平面図	描画	H12.3
TOKYO FINISHIKAWA	四川産業株式会社一級建築士事務所 東京都知事登録第 39062号	図面番号	S=1:100 A-15

医療法人 田辺産婦人科 宿日直室



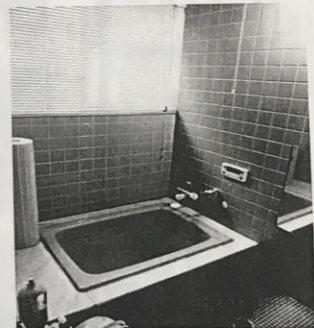
①宿日直室入口、廊下には冷蔵庫設置



②ソファ、テレビを設置、右側には勉強机を設置しています。



宿日直用ベッド



浴室

下、左の写真は宿日直室から見た廊下、廊下の奥には洗面所とトイレが設置されています。



洗面所



トイレ

冷蔵庫設置

くつろげるソファ

テレビ

机

w i f i、LANケーブル設置

ベッド

シャワー付き浴室

トイレ洗面

令和4年6月医師勤務予定表

		日	月	火	水	木	金	土
第1週	日付				1	2	3	4
	外来 AM 9:00~ (日勤) PM 2:00~				院長	院長	院長 三枝Dr	院長
	当直 17:00~				院長	院長	院長	院長
第2週	日付	5	6	7	8	9	10	11
	外来 AM 9:00~ (日勤) PM 2:00~	院長	院長	院長 三枝Dr	院長	院長	院長	院長
	当直 17:00~	院長	院長	院長	院長	院長	院長	院長
第3週	日付	12	13	14	15	16	17	18
	外来 AM 9:00~ (日勤) PM 2:00~	院長	院長	院長	院長	院長	院長 三枝Dr	院長
	当直 17:00~	院長	院長	院長	院長	院長	院長	院長
第4週	日付	19	20	21	22	23	24	25
	外来 AM 9:00~ (日勤) PM 2:00~	院長	院長	院長 三枝Dr	院長	院長	院長 三枝Dr	院長
	当直 17:00~	院長	院長	院長	院長	院長	院長	山本Dr
第5週	日付	26	27	28	29	30		
	外来 AM 9:00~ (日勤) PM 2:00~	山本Dr	院長	院長 三枝Dr	院長	院長		
	当直 17:00~	院長	院長	院長	院長	院長		

1か月間の勤務表の提出も必要です。

非常勤医師勤務日誌

氏名	[Redacted]						
	勤務日	令和 4 年 6 月 25 日	曜日	曜	午前	午後 4 時	分から
		令和 4 年 6 月 26 日	曜日	曜	午前	午後 5 時	分まで
手術患者及び分擔者							
申し送り	10:20-10:30 engawa cataract 1145-41/3						
連絡事項							
その他							

宿日直中に対応したこと
の記録である日誌です。

医療法人 田辺産婦人科 宿日直室

賃金合計額 [Redacted] (円)	労働者数 /	=	1人1ヶ月平均額 (A) [Redacted] (円)
[Redacted] (円)	1ヶ月平均労働日数 23	=	1人1日平均額 (B) [Redacted] (円)
[Redacted] (円)	3	=	[Redacted] (円)

上記のとおり相違ありません。

令和 4年 7月 20日

事業場名 医療法人 田辺産婦人科

職氏名 理事長 田邊勝男



【記入要領】

- 1 申請時の賃金を記入すること。
- 2 諸手当の欄は、残業、休日出勤手当等所定時間外の賃金及び割増賃金の計算基礎に算入しない家族手当、通勤手当、賞与等は記載する必要はありません。
- 3 職種別に宿日直手当が定められているときは職種別に記載して下さい。
- 4 本用紙に書ききれないときは、同一様式で別に作成して下さい。

非常勤医師の年収より平均日給を算出してその3分の1を提示します。

(一般事業場用)

断続的宿・日直勤務許可申請調査書

労働基準監督署

事業の種類	医療業	面接者名		労働者数	男	1
事業場名	医療法人 田辺産婦人科				女	23
所在地	山梨県中巨摩郡昭和町西条640				年少者	
					計	24
宿直	総員数	/名	一定期間における一人の回数	1ヶ月 / 回	開始時刻	土曜日17時00分
	1回の員数	/名	1回の手当額		終了時刻	翌日曜日9時00分
	就寝設備	専用の宿直室(有・無) <input checked="" type="checkbox"/> (27 m) 〔無の場合それに代わる設備〕 寝具の備付け (2 人分) 冷暖房設備 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無)				
勤務の態様	〔緊急の文書又は電話の收受、非常事態発生の準備以外に拘束時間中に義務付けられている業務がある場合は、その内容を具体的に記すこと。なお、定期的巡視がある場合は、その目的及びその時刻と所要時間を記すこと。〕 緊急時の対応					
日直	総員数	男 / 名 女 / 名	一定期間における一人の回数	1ヶ月 / 回	開始時刻	日曜日9時00分
	1回の員数	/	1回の手当額		終了時刻	翌日曜日17時00分
	勤務の態様	〔宿直に準じて記すこと〕 緊急時の対応				
宿直手当算額基礎	当該事業場において宿・日直勤務が予定される同種労働者の1人1日平均賃金額(法第37条の割増賃金の基礎となる賃金により算定)	月	円	(企業で一律基準の場合の1人1日平均の賃)		
		月	円			
		月	円			
		平均				
		その1/3				
備考						

非常勤医師の業務

非常勤医師への報酬

非常勤医師の宿日直室の設備


を提示します。

契約書

甲は乙の経営する医療法人田辺産婦人科で
毎月第4土曜日の17時から翌日曜日の17時まで
約24時間の宿直をしています。

乙 山梨県中巨摩郡昭和町西条640
田邊 晴晃

非常勤医師との契約書です。
自施設で作成したものでよ
いそうです。



社会労務士の方の指導のもと、書類を作成した後に、労働基準監督署に提出しました。

その後、監査官の方の聞き取り調査、現場の確認が行われました。その際には分娩台帳の閲覧を求められました。



厚生労働省山梨労働局委託事業
令和3年度医療労務管理支援事業
山梨県社会保険労務士会受託

山梨県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー

T 400-0575

山梨県

Tel. 055-251-1111

〒400-0575



ひと、くらし、
みらいのために

甲府労働基準監督署

第4方面

第4方面主任監督官

〒

1

丁寧な対応をして頂きました。
感謝します。

まずは届け出を出すこと
から始まると思います。

結語

山梨県の方娩取り扱い有床診療所では現在、中核病院からの非常勤医師の派遣は受けておりません。診療所開設者の身体的、精神的負担を軽減し、妊産婦の健康、新しい生命を守るためにも非常勤医師の招聘は重要な課題です。

未来のために宿日直届け取得はその大きな一歩になると思います。



ご清聴ありがとうございました。
甲斐の国山梨を楽しんでいかれてください。